

令和5年4月1日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 高井康之
(公印省略)

令和4年度診療報酬改定にかかる疑義解釈資料について(その44) (その45)

厚生労働省より、標記に関して、診療報酬改定にかかる疑義解釈資料が示されました。本件については、本会ホームページに掲載するとともに、4月発行の社会保険通報に掲載いたします。

なお、疑義解釈資料(その45)に関しまして、本会・地域医療1課より、令和5年3月30日付け「院内感染対策サーベイランス事業(JANIS)に係る医療機関の参加要件について(その2)」においてご連絡申し上げておりますとおり、院内感染対策サーベイランス事業(JANIS)における登録抹消要件に該当する医療機関については、令和5年4月17日9時までにデータの入力を行うことで、登録が継続される取扱いとなっておりますが、登録が抹消された場合には速やかに「サーベイランス強化加算」の届出を取り下げてください。必要がございますので、ご留意いただくようお願い申し上げます。

つきましては、誠にお手数ではございますが、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

担当事務局：大阪府医師会保険医療課 電話 06-6763-7001